

「合理的配慮」について考えてみませんか

「合理的配慮」の提供は



「共生社会」を形成していくための重要な手段の一つです。

※ 「障害者権利条約」を批准した我が国は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を形成していかなければなりません。

「合理的配慮」の定義

障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し行使することを確保するために

- 学校の設置者及び学校が行う、**必要かつ適当な変更及び調整のこと**
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、**個別に必要とされるもの**
- 学校の設置者及び学校に対して、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**



※ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」H28.4.1施行）により、学校の設置者及び学校には、負担になり過ぎない範囲で、障害のある子どもに対する「合理的配慮」を行うことが求められるようになりました。

「合理的配慮」への理解を深めよう

Q 「合理的」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。

A 「必要かつ適当」であり「**過度の負担を課さない**」ことが合理的と捉えられます。

障害のある子どもが主体的に自分の力を発揮していくことが目的であり、本人が必要としていないような過剰な配慮は合理的とは判断できません。

また、配慮の実施に伴う負担が過重である場合も、合理的とは判断できません。

「過重な負担」であると判断した場合には、本人と保護者にその理由を説明するようにします。また、負担が少ない形でほかの配慮が行えないか、代替案を検討することが望ましいとされています。

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が「合理的配慮」に当たるかは**個別のケースで異なります**。

典型的な例としては、車いすの子どもが乗り物に乗るときに手助けをすることや、障害のある子どもの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどがあげられます。

【「合理的配慮」の検討、決定の際に参考となる配慮の例】

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する学校教職員対応要領」（県、市町策定）
- 「通常の学級における特別支援教育の充実のために」（山口県教委 H26.3）
- 「よりよい『交流及び共同学習』を進めるために」（山口県教委 H28.3）
- 「学校における『合理的配慮』の観点」（中教審報告 H24.2）
- 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（URL <http://inclusive.nise.go.jp/> 国立特別支援教育総合研究所）



各学校における「合理的配慮」提供のプロセス（例）

ポイントは、「対話の積み重ね」と「合意形成に向けた努力（※）」です。



準備 (前提)

校内の相談支援体制の整備

(管理職のリーダーシップ・校内コーディネーターの指名・校内委員会・相談窓口の明確化など)

適切と思われる配慮を本人・保護者と相談するため、日々の建設的な対話を心がけましょう。

意思の 表明

本人・保護者から合理的配慮の相談

(表明がない場合も合理的配慮を必要としていることが明白である場合は自主的な取組に努める)

調整

【調整】 校内委員会・学年会等を中心に

- ①障害の状態や教育的ニーズの把握
 - ・いつ、どんな場面で、どのような困難を示しているか。
 - ・その困難を改善・克服するために必要な配慮は何か。
- ②配慮の内容や方法の検討
 - ・必要かつ適当であるか。
 - 教育的ニーズや教育目標との整合性はどうか。
 - 主体的な自立や社会参加のために必要かどうか。
 - ・過重な負担かどうか。
 - 体制面、財政面からみた実現の可能性はどうか。
 - 過重な負担の場合、代替案として何が考えられるか。

- ① ケース会議等を通して教職員間で合意形成
- ② 本人・保護者と随時対話を行い合意形成
- ③ 必要に応じて教育委員会等と連携

決定

【決定】 配慮の内容や方法を決定し共通理解

- 「個別の教育支援計画」等に明記

提供

【提供】 学級担任等を中心に組織的に対応

- 関係者で情報を共有しながら、全校体制で継続的に支援

定期的 な評価

配慮を実施した後も定期的に評価

〈最も本質的な視点〉

授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるような教育が提供できているか。

柔軟な 見直し

校内委員会等で改善策を検討・実施

〈主な改善の視点〉

配慮の内容や方法、配慮のタイミング、配慮時の役割分担等

(※) 合意形成では共に考え互いを理解するプロセスを重視します。

〈合意形成を図るために〉

- みんなが課題と目標を共有するようにしましょう。
- みんなが納得できるものを見出すように心がけましょう。
- みんなが納得できるものにするために創意工夫しましょう。
- みんなで小さな実践から始めてみましょう。

山口県教育庁

特別支援教育推進室

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-4615 FAX 083-933-4619

Email a503001@pref.yamaguchi.lg.jp